町田木曽住宅・木曽住宅 住宅再生事業検討業務委託
公募型プロポーザル

提案書に係る各様式の注意事項

1　提案書には、次の書類を必ず添付してください。添付書類に不足がある場合、評価の対象となりません。

（1） 様式 提案書−１に事務所の業務実績を証明するものとして、
次の書類を添付してください。

ａ　契約書（表紙）の写しなど、発注者等との契約を証明する書類。

ｂ　業務内容を証明する書類。
ａに関する書類に添付された業務説明書、業務仕様書など。

ｃ　都市計画決定した図書の写し。

（2） 様式 提案書−２に主任技術者の業務実績を証明するものとして、
次の書類を添付してください。

ａ　「契約書（表紙）」の写しなど、発注者等との契約を証明する書類

ｂ　業務内容を証明する書類。
ａに関する書類に添付された業務説明書、業務仕様書など。

ｃ　都市計画決定した図書の写し。

ｄ　業務に携わった立場を確認できる資料等。
（例として「業務名及び従事者の立場が確認できる証明書」の写し、技術者届の写し、経歴書等）

（3） 様式 提案書−３に都市計画担当技術者の業務実績を証明するものとして、
次の書類を添付してください。

ａ　「契約書（表紙）」の写しなど、発注者等との契約を証明する書類

ｂ　業務内容を証明する書類。
ａに関する書類に添付された業務説明書、業務仕様書など。

ｃ　都市計画決定した図書の写し。

ｄ　業務に携わった立場を確認できる資料等。
（例として「業務名及び従事者の立場が確認できる証明書」の写し、技術者届の写し、経歴書等）

（４） 様式 提案書-４に、各技術者の保有資格及び保有年数を証明するものとして、次の書類を添付してください。

a　主任技術者及び都市計画担当技術者が「技術士 建設部門（都市及び地方計画）又は総合技術管理部門（建設部門関連）」を保有している場合は、それぞれ登録証明証の写し。

b　建築設計担当技術者の「一級建築士免許証」の写し又は携帯型免許証明書の写し。

２　「見積書（様式提案書－５）」は、消費税及び地方消費税相当額（10%）を除いた金額とし、内訳書を添付のうえ封緘してください。なお、見積価格が予定価格を超える場合は失格とします。

３　「主任技術者の企画力・技術力（任意様式）」については、本業務委託に係る公募型プロポーザル審査基準等に基づき提案してください。また、関係法令・規定、関係行政庁が定める条例、要綱、関係学会等が制定する基準及び公的規格等について十分留意してください。

４　審査の厳正を期すため、「主任技術者の企画力・技術力（任意様式）」には、提案者やその他個人、法人を特定する名称の記載は行わないでください。それぞれ、〈課題・提案番号〉（「審査基準」参照）を右上に記載してください。

５　提案書及び指定様式が定められているものは、その様式を使用してください。用紙の誤用による提案は、無効とします。

６　提案書届の押印は「令和７・８・９年度（2025・2026・2027 年度）競争入札参加登録業者（業種「建築設計・調査」）」の届出印としてください。（押印を省略する場合を除く）

７　添付書類については、内容を確認する必要により、記載以外の書類の提出を求める場合があります。